

平成28年度
第1回戸田市都市景観審議会
事前配布資料

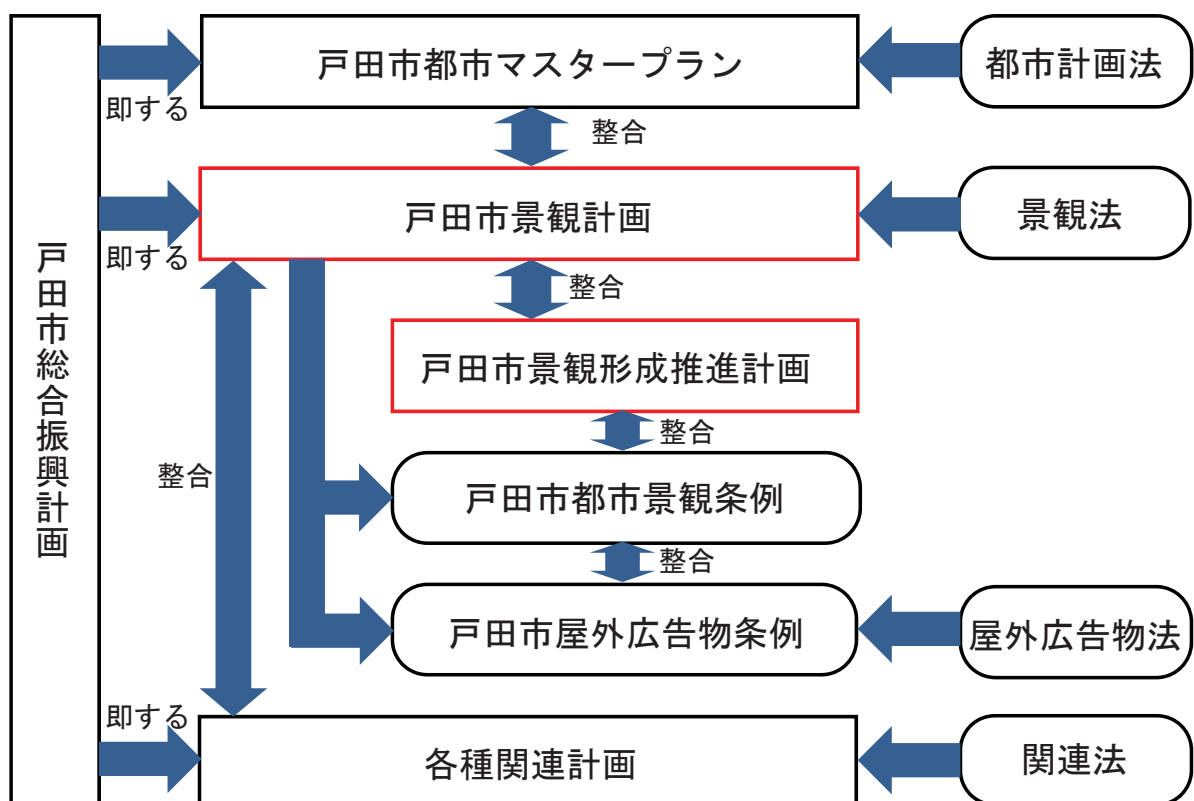
(事務局)

戸田市都市整備部都市計画課

これまでの市の景観施策の経緯

- 平成10年11月 戸田市都市マスタープランに位置づけ
- 平成12年 3月 戸田市美しい都市づくりプラン策定
(戸田市都市景観基本計画)
- 平成14年 7月 「戸田市都市景観条例(自主的な条例)」施行
 - ・地区指定による景観づくり
(景観づくり推進地区、景観づくり協定地区)
 - ・三軒協定制度
 - ・大規模建築物等行為届出
 - ・景観アドバイザー制度 など
- 平成16年 6月 「景観法」の公布
- 平成17年 5月 「景観行政団体」に移行
- 平成21年 4月 景観法に基づく「戸田市景観計画」の策定
- 平成21年12月 戸田市都市景観条例の一部改正(法委任事項)
- 平成22年 3月 「戸田市景観計画」及び「戸田市都市景観条例」の一部改正施行
- 平成26年 7月 「戸田市屋外広告物条例」の施行
- 平成28年 4月 電気事業法改正に伴う「戸田市景観計画」及び「戸田市都市景観条例」の一部改正施行

景観計画の位置づけ



景観計画の構成

第1章 景観計画の枠組み

第2章 景観特性と景観形成の課題

第3章 景観計画の区域 必須事項

第4章 景観形成の目標・方針 努力事項

第5章 大規模建築物等の景観形成 必須事項

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定等 必須事項

第7章 屋外広告物の景観形成 選択事項

第8章 公共施設等の景観形成 選択事項

第9章 景観形成の推進方策

景観計画の区域について

景観計画では、市全域を対象とした景観形成基準（建築物、工作物）に加え、市が主体となって重点的に景観形成を推進する地区として、景観づくり推進地区を指定しています。

＜景観計画区域＞（H22. 3. 31施行）
市全域の景観形成基準

+

＜景観づくり推進地区＞
地区に応じた景観づくりの基準
①市役所南通り沿道（H19. 2. 9施行）
②戸田ボートコース（H19. 7. 25施行）
③笹目川左岸沿川（H21. 9. 1施行）
④北戸田駅周辺（H25. 4. 1施行）
⑤戸田駅西口周辺（H26. 11. 26施行）



一定規模以上の建築物等の行為<景観計画区域>

○建築物又は工作物の景観形成基準（行為の制限に関する事項）

●景観誘導を図る3つの要素

- ①配置
- ②形態意匠
- ③夜間照明

○届出対象行為

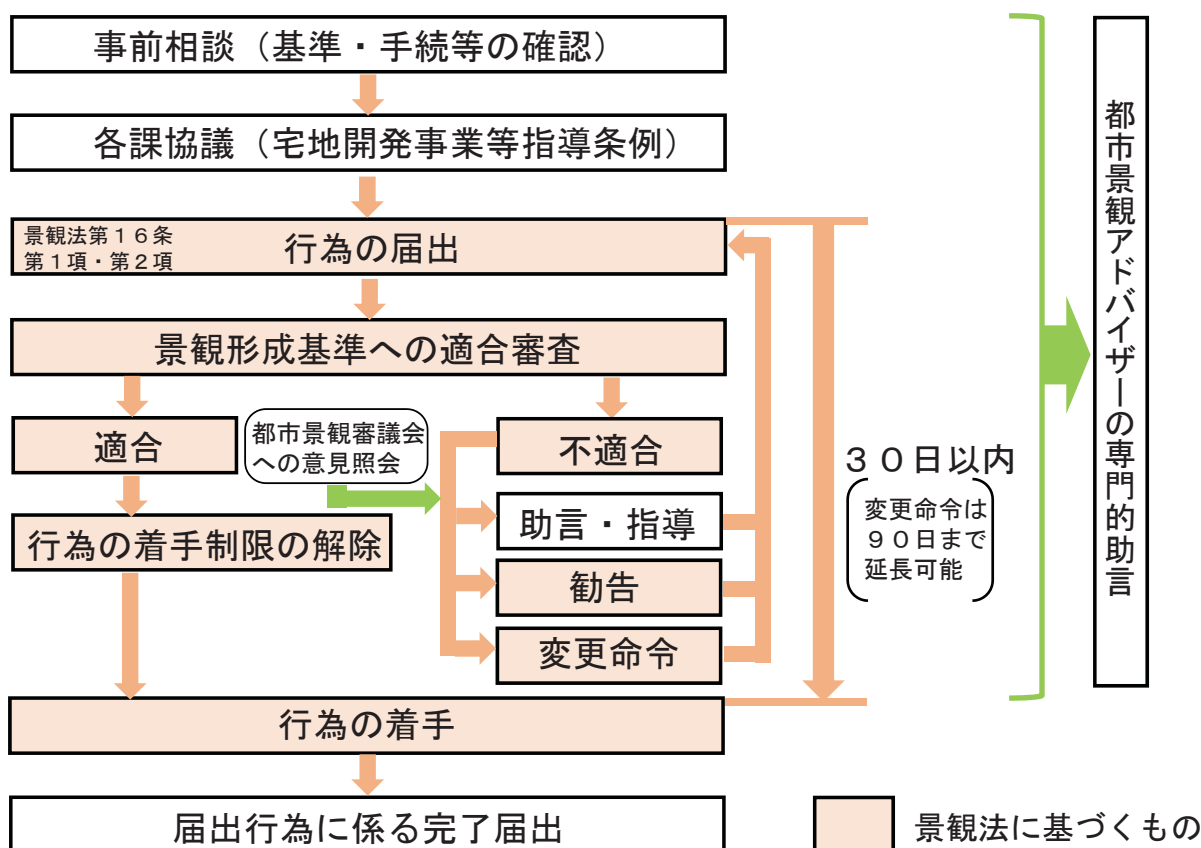
①建築物の建築等（新築・増築・立面の1/3超の塗替え）

- ・高さが10mを超えるもの
- ・延べ面積が1,000㎡を超えるもの
- ・敷地面積が500㎡以上のもの
- ・都市計画法第29条の開発許可に該当する10棟以上の戸建て住宅

②工作物の建設等（新設・増築・立面の1/3超の塗替え）

- ・塔状工作物で高さが10mを超えるもの
- ・架空電線路用や電気事業法に係る塔状工作物で高さが15mを超えるもの
- ・遊戯施設で高さが10mを超えるもの
- ・製造施設や貯蔵施設で高さが10mを超えるもの
- ・高架道路や橋等で高さが5mを超えるもの又は延長が30mを超えるもの

景観法に基づく届出手続<景観計画区域>



景観形成基準<景観計画区域>

建築物（商業・業務系）に係る適合審査項目 ●定性的基準 ●定量的基準

①配置

- 駐車場は周辺の景観を阻害しないよう配置する。

②形態意匠

○外壁等

- 壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する。
- 駅周辺や商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする。
- エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。
- 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。

○屋根

- 周辺のまち並みに秩序とリズムを生み出すようデザインする。

○屋外設備等

- 目立たせないよう工夫する。

○外構

- 敷地の接道部は開放的にしつらえ、道路と一体感のあるデザインとする。

○色彩

- 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。
- 周辺の商業施設との色彩の連続性に配慮する。
- 上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。

③夜間照明

- 暖かみのある光源を用い、にぎわいのある夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。
- 点滅する光源が形成する面積の合計が各立面の面積の3分の1を超えない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。

景観形成基準<景観計画区域>

○建築物の色彩基準（定量的基準）

- 外壁及び屋根の色彩は、以下の色彩基準（マンセル値）を満たすものとする。ただし、①から④に該当するものは、以下の色彩基準を適用しないものとする。

●建築物の外壁に使用してはならない色彩

色相	1.25R	6.25R	8.75R	1.25YR	3.75YR	6.25YR	8.75YR	1.25V	3.75V	6.25V	8.75V	1.25GY	3.75GY	6.25GY	1.25B	6.25B	8.75B	1.25PB	3.75PB	6.25PB	1.25P	6.75P	3.75RP	
トーン	6.24R	8.74R	1.24YR	3.74YR	6.24YR	8.74YR	1.24V	3.74V	6.24V	8.74V	1.24GY	3.74GY	6.24GY	1.24B	6.24B	8.74B	1.24PB	3.74PB	6.24PB	1.24P	6.74P	3.74RP	1.24R	
明度	8.0以上																							
彩度	1.25	1.25	1.75	2.25	3.5	3.5	3.5	2.75	1.76	1.75	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	2.25	1.75	1.75	1.25	1.25	1.25	
明度	5.0以上8.0未満																							
彩度	2.25	4.5	4.5	4.5	5.5	5.5	5.5	4.5	2.75	2.25	1.75	1.75	1.25	1.25	1.25	1.25	2.25	2.25	3.5	2.25	1.75	1.75	1.25	2.25
明度	5.0未満																							
彩度	3.5	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	3.5	2.75	2.75	2.25	2.25	2.25	2.25	2.75	3.5	4.5	3.5	2.25	1.75	1.75	1.25	2.25

①各立面の面積の5分の1未満の範囲内で用いる色彩（アクセントカラー）

②材料本来の素材色（例えば、木材、石材、ガラス、土壁など）

③他の法令で色彩が規定されているもの

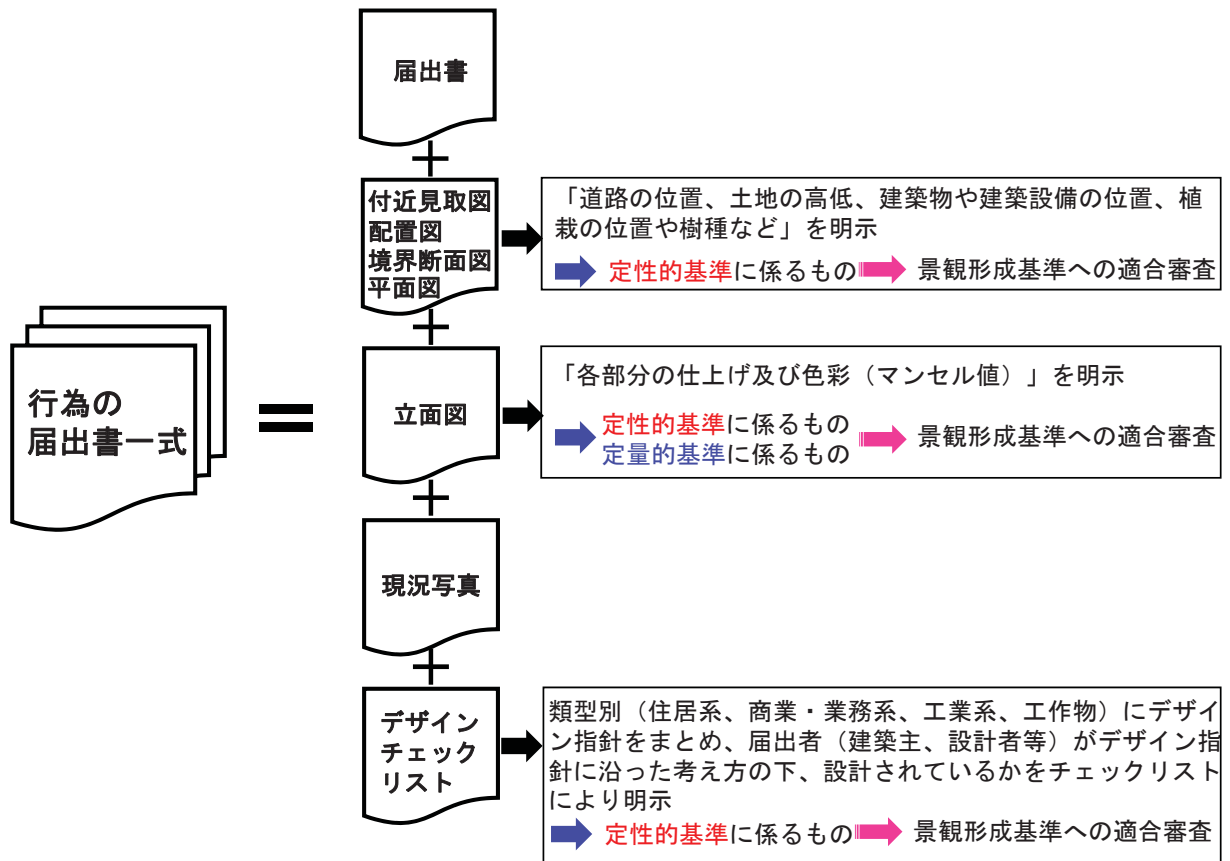
④景観上支障がないと市長が認めるもの

●建築物の屋根に使用してはならない色彩

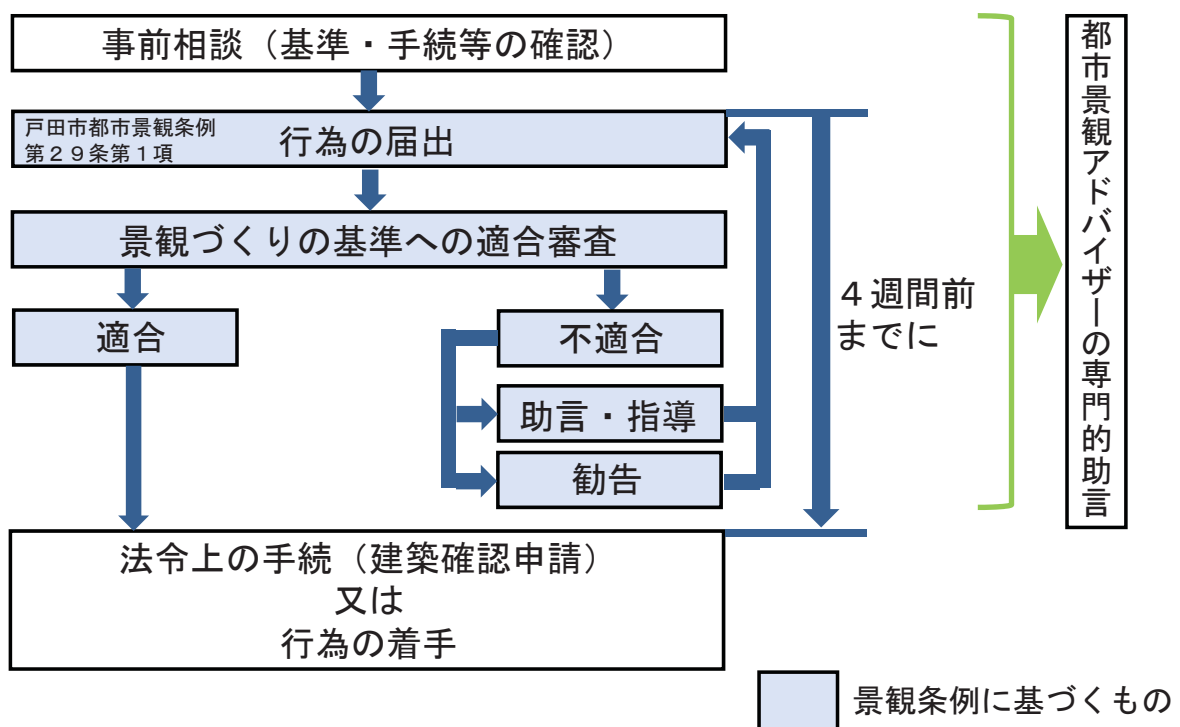
色相	1.25R	6.25R	8.75R	1.25YR	3.75YR	6.25YR	8.75YR	1.25V	3.75V	6.25V	8.75V	1.25GY	3.75GY	6.25GY	1.25B	6.25B	8.75B	1.25PB	3.75PB	6.25PB	1.25P	6.75P	3.75RP	
トーン	6.24R	8.74R	1.24YR	3.74YR	6.24YR	8.74YR	1.24V	3.74V	6.24V	8.74V	1.24GY	3.74GY	6.24GY	1.24B	6.24B	8.74B	1.24PB	3.74PB	6.24PB	1.24P	6.74P	3.74RP	1.24R	
明度	8.0以上																							
彩度	すべての彩度																							
明度	5.0以上8.0未満																							
彩度	2.25	4.5	4.5	4.5	5.5	5.5	5.5	4.5	2.75	2.25	1.75	1.75	1.25	1.25	1.25	1.25	2.25	2.25	3.5	2.25	1.75	1.75	1.25	2.25
明度	5.0未満																							
彩度	3.5	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	3.5	2.75	2.75	2.25	2.25	2.25	2.25	2.75	3.5	4.5	3.5	2.25	1.75	1.75	1.25	2.25

すべての色相・彩度で、明度8以上の色彩は、使用不可

行為の届出書について



景観条例に基づく届出手続<景観づくり推進地区>



景観づくりの基準<景観づくり推進地区>

⑤戸田駅西口周辺景観づくり推進地区

○建築物・工作物・屋根の色彩基準

		基準の内容	
共通基準		まち並みや通りの色彩の連続性や緑との調和に配慮し、落ち着いた色彩を基調としながら、品格のある色調のまち並み形成に努める。	
建築物の壁面・工作物の外装	基調色	色相	—
		明度	中～高(彩りシグナルによる)
		彩度	低(彩りシグナルによる)
アクセントカラー	位置	低層部(※1)の壁面とする。	
	面積	<ul style="list-style-type: none"> 各立面の総面積は、低層部の面積の1/10以下とする。 各立面の1箇所当たりの面積は、低層部の面積の1/20以下とする。 	
	彩度	—	
建築物の屋根		色相	—
		明度	低～中(彩りシグナルによる)
		彩度	低～中(彩りシグナルによる)

※1 地表面からの高さが6m以下の部分

〈適用除外〉

- 天然の素材色(着色していない木材、土壁、ガラス等によって仕上げられる部分の色彩)で、景観上支障がないと認められるもの
- 他の法令で色彩が規定されているもの(主に安全性や識別性のために、他の法令によって色彩が規定されているもの)
- その他景観上支障がないと市長が認めるもの

景観づくりの基準<景観づくり推進地区>

⑤戸田駅西口周辺景観づくり推進地区

○広告物の基準

		基準の内容	
共通基準	一般事項	広告物の過剰な設置を避け、効率的な配置や集約化、必要最小限の設置を心がけるものとする。	
	地色(※1)	彩度6以下とする。ただし、切り文字又は箱文字とするもの、窓の内側に設置するもの、表示面積が1㎡以下のものは、この限りでない。	
種類別基準	屋上利用広告物	<ul style="list-style-type: none"> •自家広告物に限定する。 •建築物本体と一体的に見えるよう、建築物の壁面と広告物の表示面をそろえる。ただし、切り文字又は箱文字とするものは、この限りでない。 •広告物自体の高さは、3m以下とする。 •総表示面積は、20㎡以下とする。 	
	壁面利用広告物・突出し広告物・立看板・広告旗等	<ul style="list-style-type: none"> •壁面利用広告物、突出し広告物の設置位置は、3階以下とする。ただし、壁面利用広告物で、切り文字又は箱文字とするものは、この限りでない。 •各立面の総表示面積は、各立面の面積の1/10以下とする。 	
	窓の内側に設置する広告物(※2)	<ul style="list-style-type: none"> •1・2階の面積は、設置する窓又は開口部の1/2以下とする。 •3階以上の面積は、設置する窓又は開口部の1/3以下とする。 	
	独立広告物	地表面から上端までの高さは、6m以下とする。	
	デジタルサイネージ(※3)	地表面から上端までの高さは、6m以下、かつ、面積を5㎡以下とする。	
	その他	過剰なグラフィックやフィギュア広告又は激しく点滅・動光する照明を伴うものは避ける。	

※1 表示面積の1/3以上を占める色彩

※2 建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む)に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は内側に設置して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

※3 屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置で、屋外の公衆に静止画や動画により案内情報や広告などを表示するもの

景観計画の評価・検証と見直しについて

本市では、良好な景観を推進するため、まち並み形成と並行して、景観法が制定される前から、自主的な条例（都市景観条例）に基づき、取り組んできたことにより、景観に対する意識が徐々に育まれてきているところです。

しかしながら、景観法制定から12年、景観計画策定から7年が経過した中で、これまで計画の達成状況の評価や課題の抽出に取り組んでいない状況であります。

そこで、5年後、10年後を見据え、引き続き良好な景観形成を推進していくため、現時点で計画を評価・検証する必要があるのではないかと考えたところであります。

<見直しの視点>

○評価・検証の実施

○景観施策の充実

・届出制度の実効性と質的向上

・各種制度（三軒協定、景観重要樹木など）の更なる活用

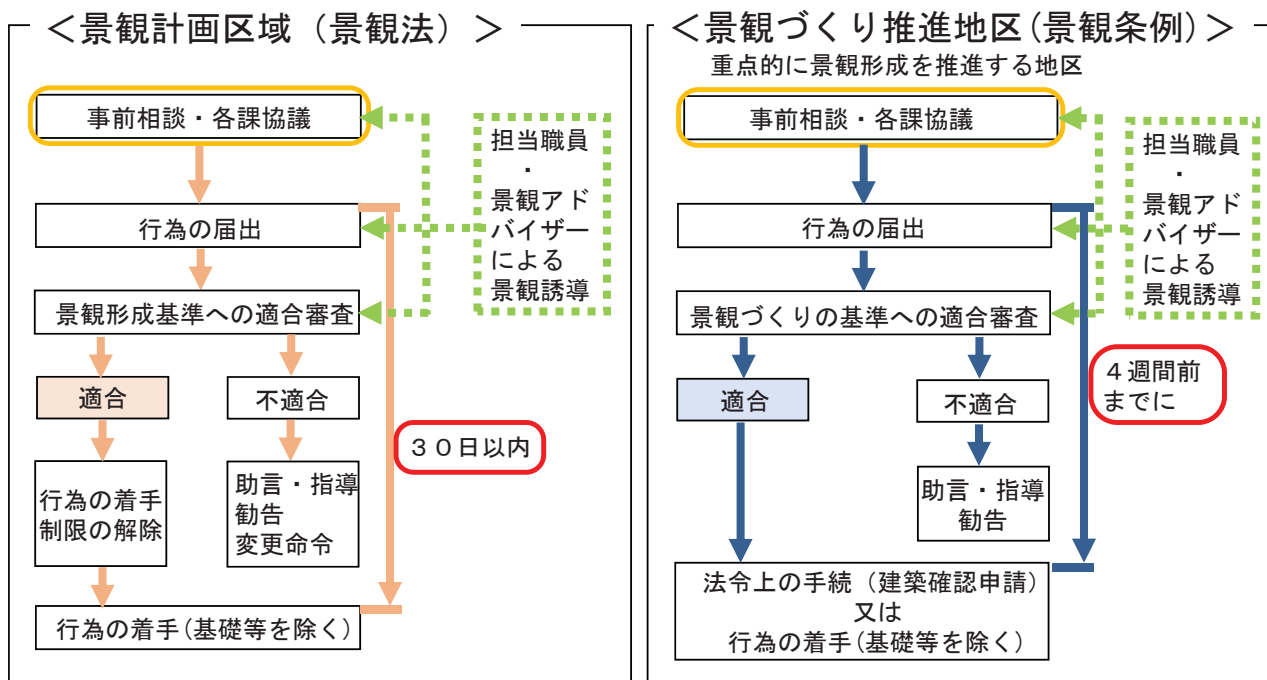
○景観形成基準の充実とわかりやすさの向上

・定性的基準、定量的基準

○実務面と理想面とのバランス

課題<届出手続>について

○現状



○行為の届出時期が、景観計画区域よりも早い。

課題<届出手続>について

○課題

良好な景観形成がより効果的に行われるよう、届出に対する景観誘導に新たな手法（制度）を取り入れるべきではないか。

- 景観法による届出は、法律上、建築等の行為着手（基礎等を除く。）の30日前までとされていることから、届出時には建物計画がほぼ固まっており、届出時における景観協議の実施が難しい。
- 行政と事業者という2者間の協議は摩擦が生じやすく、また景観誘導のひとつの手法である景観アドバイザー制度についても時間的拘束などにより、景観誘導の抑止力として効果も薄く、積極的な活用が進んでいない。
- 事業者の嗜好や自由度がある中で、行政側の景観方針に対する意識の共有を図るための柔軟な協議や調整が行えていない。

○対応案

- 時間的拘束がある中でも、景観協議を行っていただけるような制度・仕組みづくりが必要。
- 景観アドバイザー制度を含め、協議のあり方やタイミングを再考し、より効果的で、実効性のあるものとする必要がある。
- 協議のプロセスや結果を明らかにしていくことも有用な手段として必要。

課題〈景観形成基準(定性的基準)〉について

○現状

建築物（商業・業務系）に係る適合審査項目 ●定性的基準 ●定量的基準

①配置

- 駐車場は周辺の景観を阻害しないよう配置する。

②形態意匠

○外壁等

- 壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する。
- 駅周辺や商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする。
- エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。
- 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。

○屋根

- 周辺のまち並みに秩序とリズムを生み出すようデザインする。

○屋外設備等

- 目立たせないよう工夫する。

○外構

- 敷地の接道部は開放的にしつらえ、道路と一体感のあるデザインとする。

○色彩

- 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。
- 周辺の商業施設との色彩の連続性に配慮する。
- 上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。

③夜間照明

- 暖かみのある光源を用い、にぎわいのある夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。
- 点滅する光源が形成する面積の合計が各立面の面積の3分の1を超えない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。

課題〈景観形成基準(定性的基準)〉について

○課題

文言による定性的基準は抽象的な表現にとどまり、判断にあいまいさを伴うことから、景観の質的向上（景観に配慮したもの）に繋がる効果的な基準や手法となるよう、見直しを図るべきではないか。

○基準に対する解釈・判断に幅があり、担当者に高い判断能力が求められ、結果、判断に苦慮し、あいまいさに繋がりがやすい。

○景観方針（考え方）や基準を視覚的要素を加えて示したガイドラインにより、景観誘導を行っているが、解釈に幅があり、絶対的でないと思われる基準に対して、事業者の賛同を得られず、基準であるにもかかわらず、基準として扱われていない側面がある。

○対応案

- 担当者による解釈や判断に差異が生じないよう、設定根拠を明らかにした上で基準を設け、運用することが必要。
- 差異が生じないよう、定量的基準（数値基準）のような明確な判断ができるよう、可能な限り具体的な基準を設けることが必要。
- 景観アドバイザーや景観審議会、市民の意見を聴くなど、第三者による判断体制を構築することが必要。

課題＜景観形成基準（定量的基準）＞について

○現状

○建築物又は工作物の色彩基準（定量的基準）

- 外壁及び屋根の色彩は、以下の色彩基準（マンセル値）を満たすものとする。
ただし、①から④に該当するものは、以下の色彩基準を適用しないものとする。

●建築物の外壁及び工作物の外装に使用してはならない色彩

色相 トーン	1.25R 6.24R	6.25R 8.74R	8.75R 1.24YR	1.25YR 3.74YR	3.75YR 6.24YR	6.25YR 8.74YR	8.75YR 1.24P	1.25P 3.74P	3.75P 6.24P	6.25P 8.74P	8.75P 1.24B	1.25B 3.74B	3.75B 6.24B	6.25B 8.74B	8.75B 1.24PB	1.25PB 3.74PB	3.75PB 6.24PB	6.25PB 8.74PB	8.75PB 1.24P	1.25P 6.74P	6.75P 3.74RP	3.75RP 1.24R	
彩度	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	1.76 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	
彩度	2.25 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	4.5 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える
彩度	3.5 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.75 を 超える	3.5 を 超える	4.5 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える

①各立面の面積の5分の1未満の範囲内で用いる色彩（アクセントカラー）

②材料本来の素材色（例えば、木材、石材、ガラス、土壁など）

③他の法令で色彩が規定されているもの

④景観上支障がないと市長が認めるもの

●建築物の屋根に使用してはならない色彩

色相 トーン	1.25R 6.24R	6.25R 8.74R	8.75R 1.24YR	1.25YR 3.74YR	3.75YR 6.24YR	6.25YR 8.74YR	8.75YR 1.24P	1.25P 3.74P	3.75P 6.24P	6.25P 8.74P	8.75P 1.24B	1.25B 3.74B	3.75B 6.24B	6.25B 8.74B	8.75B 1.24PB	1.25PB 3.74PB	3.75PB 6.24PB	6.25PB 8.74PB	8.75PB 1.24P	1.25P 6.74P	6.75P 3.74RP	3.75RP 1.24R	
彩度	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	1.76 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	
彩度	2.25 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	4.5 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える
彩度	3.5 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.75 を 超える	3.5 を 超える	4.5 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える

課題＜景観形成基準（定量的基準）＞について

○課題

定量的基準という数値基準は、明確な判断ができる一方、景観の質的向上（景観に配慮したもの）に対する柔軟性に欠ける部分があるため、この部分を見直す必要があるのではないかと。

○定量的基準さえ満足すれば、それ以上の景観誘導を行う動機付けが見い出せず、景観協議しづらい面がある。

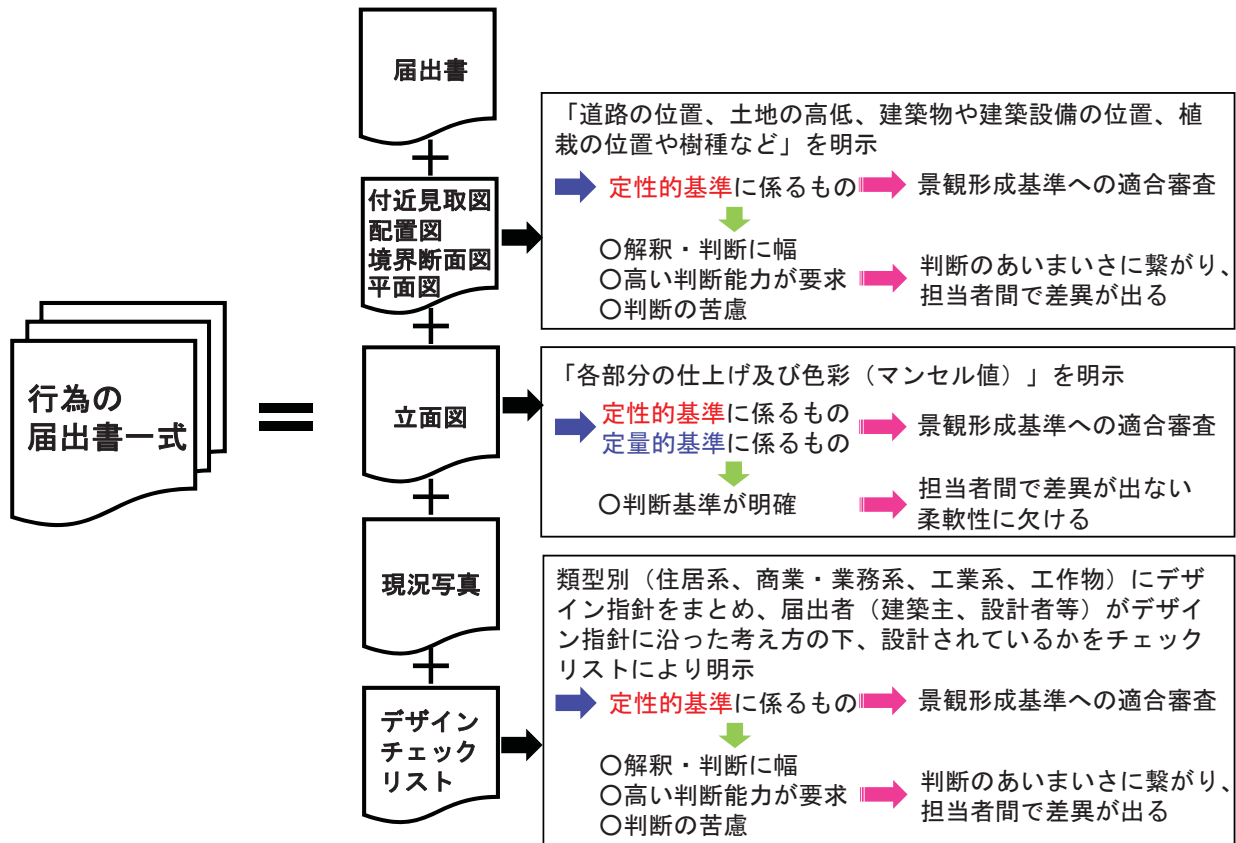
○景観の質的向上（景観に配慮したもの）を求め、景観誘導を行っているにもかかわらず、熟考され、誰もが理解できる設計意図を数値基準のみによって変更を求め、数値基準内に適合するよう、指導しているところがある。

○対応案

●景観の質的向上に値するものについては、定量的基準（数値基準）に固執することなく、例外的な取扱いができるような判断基準や判断体制を確立することが必要。ただし、例外的な取扱いの運用に当たっては、濫用しないようにすることも必要。

●景観アドバイザーによる専門家や景観審議会、市民の意見を聴くなど、第三者による判断体制を構築することが必要。

行為の届出書について



見直しに向けて

【現 状】

- 法による届出時期では、建物計画が既に決定されていることが多く、また、事業者の自由や嗜好が尊重されがちである。
- 定性的基準は、抽象的な文言による基準である。
- 定量的基準は、数値的なもので示された明確な基準である。

【課 題】

- 既に建物計画がおおよそ固まっている中、協議自体が難しく、協議の有用な手段として設けた景観アドバイザー制度も上手く活用されていない。
- 定性的基準は、解釈・判断基準があいまいで、景観形成の基準として機能していない。
- 定量的基準は、明確な判断可否ができる一方、景観への配慮を汲み取った判断の柔軟性に欠けている。

【見直し】

- 協議のタイミングを再考するとともに、協議の参加者や内容の公開など実効性のある協議のあり方を見直す。
- 可能な限り具体的な基準となるように設け、かつ、効果的で有用な判断基準となるよう見直す。
- 柔軟性を持った判断基準となるよう見直す。
- 景観アドバイザーや景観審議会、市民の意見を聴くなど、第三者による判断体制を構築できる形で見直す。
- 実務面と理想面とのバランスが取れた形で見直す。

その他課題＜景観重要樹木＞について

景観重要樹木（平成24年2月、4本指定）

地域のシンボルとなるもので、地域の歴史を伝える樹木。
 市で指定した樹木は、日常風景に欠かせないもので、市民共通の財産でもあり、良好な状態で保全し、地域の魅力を高めるために活かしていきます。



ケヤキ

下町公園内
 笹目6丁目26



サクラ

下町公園内
 笹目6丁目26



ケヤキ

早瀬東公園内
 早瀬1丁目20



ケヤキ

美谷本小学校内
 美女木7丁目11-3

○課題

上記の樹木を指定以降、地域の魅力を高めるための地域資源としての活用方法やその他追加指定の検討が必要ではないか。

その他課題＜屋外広告物＞について

戸田市屋外広告物条例（平成25年12月制定）

＜埼玉県と戸田市との主な違い＞

①管理者の強化

専門知識（屋外広告業の登録を受けた者や屋外広告士など）を有する管理者の設置義務

許可を受けて設置する広告物のうち、
 広告物の上端の高さが地上から4mを超えるもの → 許可を受けて設置するすべての広告物

②表示・設置位置が高く、表示面積が大きい広告物への色彩規制の追加

表示面積が30㎡を超え、かつ、上端の高さが10mを超える屋上・壁面利用広告物に対する色彩規制

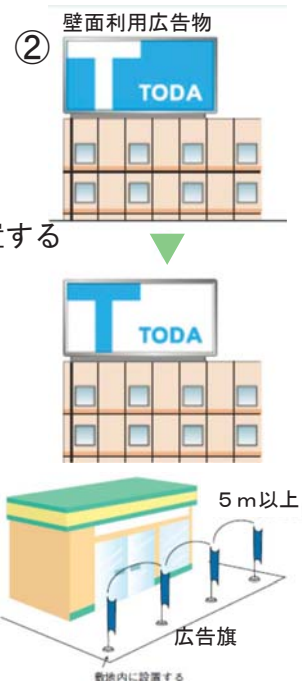
- ・色相がR（赤）～Y（黄）の場合は彩度8以下
 - ・色相がGY（黄緑）～RP（赤紫）の場合は彩度6以下
- ただし、表示面積の1/3未満は色彩規制はない。

③広告旗への規制強化

表示面積や高さの規制に加え、広告旗の相互間距離を5m以上

○課題

建物と一体となった景観や維持管理を含めた安全に係る観点から、屋外広告物の景観誘導をどのように推進していくのかを検討することが必要ではないか。



その他課題＜公共施設等＞について



市役所



児童センター こどもの国



上戸田地域交流センター(あいパル)



戸田公園駅前行政センター



市役所南通り(都市計画道路)



笹目川プロムナード

○課題

道路、公園、公共建築物などの公共施設等は多くの人々が利用し、目に触れる機会が多い施設であることから、景観上の影響が大きく、景観形成における先導的な役割が求められます。したがって、民間事業者の事業計画よりも、一步踏み込んだ質の高い施設となるよう、関係部署との調整を含め、率先した景観への更なる取組を行うことが必要ではないか。

その他課題＜三軒協定＞について

三軒協定（平成28年12月末現在、37地区指定）

隣り合った三軒以上の人たちが自主的に植栽や花壇づくり、外壁の塗替えなどの景観づくりを協力して行うことに対して、市が支援する制度であります。



○課題

景観への身近な取組として推進していく施策であるが、連続する三軒という条件の緩和や、まとまった面域や路線単位などの視点を取り入れるなど制度自体の活用方法の再検討が必要ではないか。